

都市計画道路 仁摩温泉津線に係る環境影響評価書  
に対する環境大臣意見

本事業の環境影響評価書について、以下の意見を述べるものである。

1. 動物、植物及び生態系

環境影響評価は、事業の実施が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行うとともに、必要に応じて環境保全措置を検討し、環境の保全を図るものであることから、本評価書においても、動物、植物及び生態系に関して環境保全措置の内容及び効果に関し、以下の点について対応し、事業の実施による環境影響への対処に万全を期する必要がある。

(1) 動物、植物及び生態系について、事業の実施による影響があるとされた重要な動物種及び植物種並びに生態系において注目される動植物種（以下「重要種等」という。）について環境保全措置を講じるとしているが、具体的にどの重要種等に対してどのような環境保全措置を行うかが示されていないため、個々の重要種等ごとに、具体的な環境保全措置の内容及び効果を検討し、その結果を評価書に記載すること。

なお、事業の実施による影響があると予測された重要な猛禽類について、環境保全措置として繁殖期を避けた施工を行うとしているが、事業実施区域周辺で営巣が確認されているミサゴ及びサシバについては、この措置を講じる種に含めること。

(2) 事業実施区域周辺で繁殖を行う可能性のある重要な猛禽類について事後調査を行うとしているが、調査対象の種が特定されていない。このため、猛禽類の種ごとに事後調査の必要性及びその内容について検討し、事後調査を行う具体的な種と事後調査の内容を評価書に記載すること。また、事後調査の範囲には周辺地域を含めること。

なお、事業実施区域周辺で営巣が確認されているミサゴ及びサシバは事後調査の対象に含めることとし、また、飛翔記録が多く事業実施区域周辺で繁殖行動が確認されているハヤブサ及びハチクマ並びに飛翔が確認されており営巣地を移す可能性のあるオオタカについては、特に慎重に検討を行うこと。

(3) 本評価書において、動物種の移動を行うこととされているが、その効果についての不確実性を考慮し、専門家からの指導、助言を得ながら、事後調査を行うこと。また、その旨を評価書に記載すること。

(4) 工事中に新たに希少な野生動植物を確認した場合には、専門家の指導、助言を得ながら調査を実施し、これらの生息・生育環境に対する影響が最小限になるよう適切な措置を講じること。また、その旨を評価書に記載すること。

## 2．道路供用後の予測、評価

道路供用後、計画道路に連結する予定の道路が供用されない場合、インターチェンジに接続する道路の交通量が増加し道路交通騒音等の影響が懸念されることから、このような交通量が最大となる供用条件に対応して、必要に応じ道路交通騒音等の大気環境の予測、評価を行うこと。また、その結果を評価書に記載すること。

## 3．工事中の監視

建設機械の稼働及び工事用車両の運行に伴う騒音について、監視を適切に実施し、その結果を踏まえ適切な措置を講じること。また、その旨を評価書に記載すること。

## 4．工事の実施による水質汚濁への配慮

トンネル工事その他の工事に伴う濁水流出及びアルカリ排水については、水質汚濁対策を評価書に記載するほか、十分な環境監視を行い、水質保全上の問題が生じることのないよう最善を尽くすこととし、その旨を評価書に記載すること。

## 5．景観

本事業では高架部が多いことを踏まえ、環境影響評価書において、集落周辺から見た景観についても注意が払われている点は評価できるが、眺望景観への影響については、環境保全措置として採用すべき橋梁構造物の形式、色彩に関して、専門家からの指導、助言を得ながら検討し、その結果を評価書に記載すること。